

埼玉県総合医局機構 医師キャリア形成支援委員会運営要綱

平成30年3月5日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県総合医局機構設置規程（平成25年10月25日決裁）第10条の規定に基づき、埼玉県総合医局機構 医師キャリア形成支援委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌する事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 医師のキャリア形成支援及びキャリア形成支援に伴う勤務環境の整備に関すること
 - 二 新たな専門医制度における都道府県協議会に関すること
 - 三 その他、総合医局機構における医師のキャリア形成のために必要な事項
- 2** 委員会は、所掌する事項について専門的な見地から検討を行うため、検討部会を設置するとともに、当部会を構成する部会員の推薦を行う。
- 3** 委員会は、検討部会の検討状況について、必要に応じて報告を求める。
- 4** 検討部会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2** 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3** 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2** 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3** 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

- 4 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員は、やむを得ない理由があるときは、会議に代理の者を出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の2分の1以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、埼玉県保健医療部医療人材課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。